

## 新潟市がん患者アピアランスサポート事業実施要綱Q & A

<b>1. 助成対象者について</b>		
1-1	年齢・性別に制限はありますか。	年齢・性別に制限はありません。
1-2	助成対象者が学生で未成年（18歳未満）です。申請者（親権者）と住所が異なりますが、対象となりますか。	① 助成対象者の住所が市内で、親権者の住所が市外にある場合、助成対象者の要件を満たしているため対象です。 ② 助成対象者の住所が市外で、親権者の住所が市内にある場合、親権者の経済的負担を軽減する観点から対象とします。
1-3	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
<b>2. 申請について</b>		
2-1	助成対象者が未成年です。未成年者（18歳未満）が、申請できますか。	助成対象者が未成年の場合は、法定代理人（親権者）が申請してください。
2-2	助成対象者が亡くなった後に、家族や相続人が申請することはできますか。	助成対象者が亡くなった後は、対象要件を満たさないことから、申請することはできません。 申請後に亡くなった場合は、申請済みですので助成額を支払います。
2-3	アピアランスケア用具を購入後、いつまで申請できますか。	4月から12月に購入した場合は、その年度内（翌年の3月31日）までに、1月から3月に購入した場合は、購入してから90日以内に申請してください。
2-4	2つの区分での申請をしたいと思いますが、一括での申請が必要ですか。	まとめてでも別々でも、申請は受け付けますが、区分ごとに1回までです。
2-5	新潟市に転入前に、他の自治体で同様の助成を受けました。新潟市でも申請できますか。	申請することができますが、令和5年4月1日以降に購入したものが対象です。 なお、他の自治体で既に助成を受けた同一の用具について、二重に新潟市で申請することはできません。
2-6	前回の申請では、区分ごとの上限額に達しませんでした。2回目の申請は、できますか。	区分ごとに1回の申請です。助成額が上限に達していない場合でも、2回目の申請はできません。
2-7	市税に未納がありますが、申請できますか。	市税に未納がある場合は、申請しても却下となります。完納してから申請してください。
2-8	がんの治療・入院で収入が減少し、納税できていません。市税未納（滞納）があるため、申請は、できませんか。	市税の減免や納税の猶予の申請をされていますか。 ⇒ 状況をお聞かせいただき、個々に対応しますので、保健所健康増進課にお問い合わせください。

2-9	販売店など事業者が申請書を提出することはできますか。	事業者が代理で提出することはできません。
2-10	申請者本人が窓口に行けませんが、どのように提出すればいいですか。	郵送で提出してください。また、親族が窓口で提出する場合は対応します。
2-11	市外から転入してきたばかりですが、納税証明書の添付は必要ですか。	市外から転入された方も、新潟市の納税証明書の添付が必要です。課税の有無に関わらず、市税の未納があるかどうかの証明が出ます。
<b>3. 助成対象用具・費用の範囲について</b>		
3-1	ウィッグは『医療用』に限定されますか。	医療用かどうかは問いません。アピアランスケアのために使用するものであれば、対象です。
3-2	ウィッグとは別に購入したメンテナンス用品（スタンド、ブラシ、シャンプー、クリーナーなど）は対象ですか。	対象外です。
3-3	ウィッグ本体とセットになっているメンテナンス用品（①ウィッグに同梱されているブラシやスタンド、②ウィッグとシャンプーがセット商品として販売されている場合など）は、対象ですか。	一体として販売され、分離できないものは対象とします。 ⇒判断が難しい場合は、保健所健康増進課にお問い合わせください。
3-4	胸部補整具の補整下着は、専門商品として販売されているもののみが、対象ですか。	いいえ。補整用として使用できる下着であれば、対象です。専門商品かどうかは問いません
3-5	購入数量に制限はありますか。	どの区分も数量の制限はありません。但し、助成には、上限額があります。
3-6	購入当初の調整費用は対象となりますか。	納品時のウィッグのカット、補整具の調整費用は、当初購入費用の一部とみなすので、対象です。 (購入時以外の調整費用は対象外です。)
3-7	修理費用は対象となりますか。	対象外です。
3-8	通信販売やネット注文で購入したものは対象ですか。	対象です。
3-9	複数店舗で購入した場合でも、すべて対象となりますか。	対象です。各店舗からの領収書をまとめて申請してください。申請は対象区分ごとに1人1回までです。

3-10	購入に要した交通費やネット注文などの送料、振込手数料は対象ですか。	対象外です。
3-11	購入時にポイントやクーポンなどを使用した場合でも、販売価格が助成対象額となりますか。	いいえ。販売価格ではなく、ポイントやクーポンなどで値引きした後の実際に支払った額が購入価格で、助成対象額となります。
3-12	レンタルやリースの場合は、対象となりますか。	対象外です。購入したもののみが対象です。
3-13	製作費(自分で作った場合の材料費など)は、対象ですか。	対象外です。商品を購入した場合のみ対象です。
3-14	数年前に手術し、その後継続して補整下着を使用しています。傷んできたので買い換えますが、対象ですか。	数年前の治療でも、現在、アピアランスケアのために必要があり購入したものは、対象です。ただし、助成対象は令和5年4月以降に購入した用具です。
<b>4. 添付書類について</b>		
4-1	領収書の様式は決まっていますか。	様式は決まっていますが、宛名、購入日、購入金額、金額の内訳、アピアランスケア用具の名称(種類)、金額内訳、発行者がわかるものが必要です。金額のみの領収書の場合は、上記が確認できる納品書などの添付が必要です。
4-2	領収書をなくしました。添付しなくてもよいですか。	申請に領収書の添付は必須です。 ⇒ 受付開始前の令和5年4月から6月までに購入した用具の場合は、対応できる場合がありますので、保健所健康増進課にお問い合わせください。
4-3	領収書は、クレジットカードの売上票でよろしいですか。	金額のみの記載では、対応できません。併せて、宛名、購入日、購入金額、金額の内訳、アピアランスケア用具の名称(種類)がわかる書類の添付が必要です。
4-4	領収書の宛名が助成対象者及び申請者と異なりますが、申請できますか。	申出書の提出が必要です。
4-5	がんの治療内容が確認できる書類とは、診断書ですか。	治療が原因でアピアランスの変化が生じたことがわかる書類(治療計画書、使用した薬剤の種類がわかる処方箋、診療明細書など)の写しを提出ください。  新たに診断書を申請用にもらう必要はありませんが、既に手元にある場合は、治療内容を確認できる書類として使っていただくことは可能です。

4-6	助成対象者が未成年の場合は、誰の納税証明書が必要ですか。	助成対象者が未成年の場合は、申請者（親権者）の納税証明書を添付してください。 ⇒ 親権者の住所が市外の場合は、不要です。
4-7	振込先口座の通帳ではなくキャッシュカードの写しで申請できますか。	必要事項が確認できれば可能です。
4-8	未成年者の場合、誰の口座情報が必要ですか。	未成年者の場合、申請者（親権者）の口座となります。
4-9	購入したウィッグ、補整具等の写真は必要ですか。	写真の添付は不要です。
<b>5. その他</b>		
5-1	治療に入る前にウィッグ等を購入した場合、対象となりますか、	治療計画書などにより、アピアランスに変化を生じることが見込まれることが確認できれば対象です。 ⇒ 確認事項等がありますので、事前にお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

新潟市保健衛生部保健所健康増進課 がん検診推進担当

TEL : 025-212-8162

FAX : 025-246-5671

E-Mail : kenkozoshin@city.niigata.lg.jp